

平成 27 年 10 月 5 日

## 再就職等規制違反行為に関する件について

### 1. 概要

消費者庁は、元職員の再就職に関し、再就職等監視委員会から国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 3 第 1 項に規定する求職規制に違反する行為があった疑いがあるとの指摘を受け、同法第 106 条の 17 第 1 項の規定に基づき調査を行ってきたところ、以下のとおり求職規制に違反する行為があったと認められたため、同条第 3 項の規定に基づき再就職等監視委員会に報告を行った。

### 2. 事案内容

当庁の元任期付職員は在職中の平成 26 年 7 月に、再就職先である利害関係企業等に該当する法人等に対して、その地位に就く約束を行っており、求職規制に違反する行為があったと認められた。

（在職中、利害関係企業等に対する再就職の約束をすることの禁止規定違反（国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項））

### 3. 再発防止

様々な段階において周知徹底を行うなど、消費者庁として再発防止策の充実に努めることとしたい。

#### 【別紙】国家公務員法関連条文（抄）

#### 【本件連絡先】

消費者庁総務課職員係

担当：津永、池田

電話：03-3507-9152

**国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）【抄】**

(在職中の求職の規制)

第 106 条の 3 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

②～⑤ (略)

(任命権者による調査)

第 106 条の 17 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為について調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② (略)

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。